

2021年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

第1問 (配点：20点〔各4点〕)

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 訴訟担当は法定訴訟担当と任意的訴訟担当に区別されるため、選定当事者は、法律に定められているため、法定訴訟担当に当たる。
- (2) 弁論準備手続においては、証人の尋問をすることができない。
- (3) 判例の趣旨に照らすと、裁判所は、当事者が民法90条に基づく公序良俗違反による無効の主張をしていなくても、同条違反に該当する事実の陳述さえあれば、公序良俗違反を理由とする判決をすることができる。
- (4) 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、文書提出命令を申し立てた当事者の当該文書の記載に関する主張を真実と認めることができる。
- (5) 最高裁判所へ上告する場合は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを上告理由にすることができない。

第2問 (配点：20点)

共同訴訟参加が認められるための要件について、参加が認められる例を挙げて、説明しなさい。

第3問 (配点：60点)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい(なお、各問は、独立した問いである)。

(設例)

Aの所有する土地(以下「本件土地」という。)の上に、建物(以下「本件建物」という。)が存在している。AとBとの間で、本件建物の所有権をめぐって争いが生じた。

Bは、令和2年2月10日に、Aを被告として、本件建物がBの所有であることの確認を求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という。)

本件訴訟は、審理を経た後、令和2年10月20日に口頭弁論が終結された。裁判所は、Bの請求を認容する判決を言い渡し、判決はそのまま確定した(以下「前訴判決」という。)

Aは、令和3年1月12日に、本件土地の所有権に基づき、Bを被告として、本件建物を取去し本件土地の明渡しを求める訴訟を提起した(以下「後訴」という。)

(民事訴訟法)

問(1) (配点: 20点)

後訴において、Bが「本件建物を令和2年7月30日にCに譲渡したので、自分は本件建物の所有者でない」と主張して争ったとする。この主張は、前訴判決の既判力との関係で、どのように取り扱われるか、検討しなさい。

問(2) (配点: 20点)

後訴において、Bが「本件建物を令和2年12月1日にDに譲渡したので、自分は本件建物の所有者でない」と主張して争ったとする。この主張を受け、Aは、後訴においてDを被告に追加することができるか、検討しなさい。

問(3) (配点: 20点)

後訴において、Bが「本件建物を令和3年2月10日にEに譲渡したので、自分は本件建物の所有者でない」と主張して争ったとする。この主張を受け、Aは、後訴においてEを被告に追加することができるか、検討しなさい。